

平城京左京九条一坊・平城京南方遺跡 発掘調査

奈良県立橿原考古学研究所

令和8年9月10日

-
1. 調 査 地 奈良市西九条町五丁目、大和郡山市下三橋町
 2. 遺跡名(番号) 平城京跡(05C-0094)、平城京南方遺跡(08A-0087)
 3. 事 業 名 京奈和自動車道大和北道路建設事業
 4. 事 業 者 名 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所
 5. 調 査 期 間 令和8年6月8日～継続中
 6. 調 査 担 当 調査部調査課 課 長 本村充保
調査第一係長 北山峰生
指導研究員 岡田雅彦(現場担当)
主任研究員 谷川 遼(現場担当)
主任技師 横山 舞(現場担当)
会計年度任用職員 青木勘時(現場担当)
 7. 調 査 面 積 約9230 m²
 8. 主 な 遺 構 八条大路および南側溝、十条条間北小路および北・南側溝
 9. 主 な 遺 物 土師器、須恵器、瓦、土馬
 10. 要 旨 23・26区の調査では、八条大路の施工プロセスおよび左京九条一坊九・十坪の土地利用状況が明らかとなった。27区の調査では、平城京外に広がる条坊関連遺構を確認した。本調査により平城京の京南辺域における造営過程や土地利用を考察するための重要な成果が得られた。
 11. 現 地 説 明 会 令和8年9月12日(土) 10:00～14:00(小雨決行)
周辺に駐車場はありません。
-

I. はじめに

本調査は、京奈和自動車道大和北道路建設事業に伴うものである。事業主体である国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所からの委託を受けて、平成 30 年度（2018）以降、道路用地（奈良市八条二丁目～大和郡山市下三橋町）を対象として、奈良県立橿原考古学研究所が継続的に発掘調査を実施している。

今回の調査地は奈良市西九条町五丁目と大和郡山市下三橋町に所在する。調査区は北から順に 22～27 区を設定した。今回は、23・26・27 区の調査成果について報告する。23 区は平城京左京九条一坊九坪および八条大路、26 区は平城京左京九条一坊十坪、27 区は平城京南方遺跡（「十条」条間北小路）に該当する。

本調査は、令和 8 年（2026）6 月 8 日から開始し、現在継続中である。調査面積は、約 9230 m²である。

II. 周辺の状況

平城京は、中心を南北に貫く朱雀大路を境に東を「左京」、西を「右京」、東西方向の道路を「条」、南北方向の道路を「坊」とし、平城京内を碁盤の目のように区画している。平城京内には貴族や役人の宅地、寺院などが展開しており、そのなかでも一坪（約 130m 四方、面積約 16,900 m²）を超えるような大規模な宅地は五条大路以北に集中する傾向がある。一方、周辺の既往の調査から五条大路以南では、一坪を 16 分割または 32 分割するような宅地割が多く、小規模な建物が何時期分も重複して分布する状況が明らかとなってきた。

また、平成 17 年度（2005）から平成 19 年度（2007）にかけて実施された大型店舗（イオンモール大和郡山）建設に伴う事前の発掘調査において、平城京の条坊が九条より南へ一条分広がっていた可能性が指摘された。当初は左京側のみ一条分南へ広がっていた可能性が指摘されていたが、大和郡山市の継続的な発掘調査により、右京側も条坊が南へ一条分広がっていたことが明らかになってきた。これらの成果から、九条大路より南へ一条分については平城京南方遺跡と呼称している。

23・26 区の周辺では、23 区の北側で令和 7 年度（2025）に行った調査（21 区）と、26 区の南隣で平成 2 年度（1990）に行った調査がある（990037）。21 区は左京八条一坊十一・十二坪に、平成 2 年度（1990）調査区は今年度の 26 区と同じく左京九条一坊十坪に位置する。平成 2 年度（1990）に行った調査などから、調査区東側には旧佐保川が流れていたと想定されている。

27 区の周辺では、先述の通り、大型店舗（イオンモール大和郡山）建設に伴う事前の調査がある。この調査において、「十条」条間北小路が検出されている。なお右京側の「十条」条間北小路は、平成 31 年度（2019）に大和郡山市教育委員会が行った調査で検出されている。このほか、27 区の北側では昭和 57 年度（1982）に奈良国立文化財研究所（当時）が行った調査と、平成 23 年度（2011）に大和郡山市教育委員会が行った調査があり、羅城が検出されている。

Ⅲ. 発掘調査の成果

① 八条大路

23 区北側では、東西に延びる溝（SD230002）を検出した。周辺の地割などから 23 区の北側に八条大路が想定されていることから、SD230002 は八条大路南側溝と考えられる。南側溝は二時期に大別できることを確認した。旧段階の南側溝は、幅約 4.3m、検出長約 16m、深さ約 40 cmの規模であり、断面形状が U 字形を呈す。一方で掘り直した後である新段階の南側溝は、幅約 3.8m、検出長約 16m、深さ約 20～30 cmの規模であり、断面形状が箱形を呈す。

南側溝の北側に位置する八条大路は、幅約 7.7m、長さ約 16m分を検出した。八条大路は、軟弱な自然堆積層を基盤層としているため、その上に盛土をすることで形成されている。盛土中より、平城宮などに使用された軒平瓦 6663B（段頸）が出土したことから、盛土の時期については、早くとも天平年間（729－749）の初頭以降のものと考えられる。

また、八条大路上では細い溝を複数確認した。特に八条大路中央付近で確認した、砂が入る 2 条の細い溝（SD230132、230133）は、平行性を保ちつつ約 80 cmの長さで連続していること、溝状の窪みが手前と奥付近では浅く、中央部付近で深くなる形状を呈することなどから、轍痕跡だと考えられる。この 2 条の轍痕跡（SD230132、230133）の心々距離は約 1.5m である。さらに、轍痕跡（SD230134）の上部には一定範囲で粗砂が敷かれた痕跡が認められ、この痕跡は道路を維持するための補修であった可能性が高い。

轍の断面形状は箱形のものと V 字形のものがあり、轍の幅は約 6～10 cm、最大長約 4.2m、9 条程度確認した。断面形状は、車輪の形状や反復回数、流水による浸食などの要因で差異が生じたものと考えられる。

八条大路の南側で面的に確認した盛土は、宅地利用のための整地土と考えられる。これは、上層の黒褐色砂質層と、下層の黄褐色シルト層の二層に区分される。八条大路と同様で、軟弱な自然堆積層を整地して活用しようと試みているが、整地土上面で顕著な遺構は確認できなかった。

② 「十条」条間北小路

27 区南半で、2 条の溝が概ね平行して東西方向に延びる状況を確認した。その位置は周辺の既往調査成果を踏まえると、「十条」条間北小路南北両側溝推定線上に一致することから、両溝は「十条」条間北小路の南北両側溝に比定される。北側溝（SD270003）は最大幅 1.5 m、検出長 4.7m、最大深さ 24 cmである。南側溝（SD270004）は最大幅 1.1m、検出長 4.6 m、最大深さ 22 cmである。両側溝の心々距離は 7.2mで、概ね 20 大尺（約 0.354m <1 大尺） $\times 20 = 7.08\text{m}$ ）に近い数字となる。①北側溝幅が南側溝幅より広いこと、②両側溝の心々距離が 20 大尺に近似することは、いずれも周辺の既往調査と同様の成果となる。南側溝埋土中からは須恵器片（大甕）が数片出土した。いずれも奈良時代のものと考えられる。

IV. まとめ

今回の調査では、平城京における条坊道路が奈良時代の初めに一律に施工されたものではなく、場所によっては遷都よりも遅れて施工された可能性を示すとともに、宅地として整備された土地においても、必ずしも利用が積極的ではなかった実態が明らかとなった。このように、平城京の京南辺域における造営過程や土地利用を考察するための重要な成果が得られた。

① 八条大路および左京九条一坊九・十坪

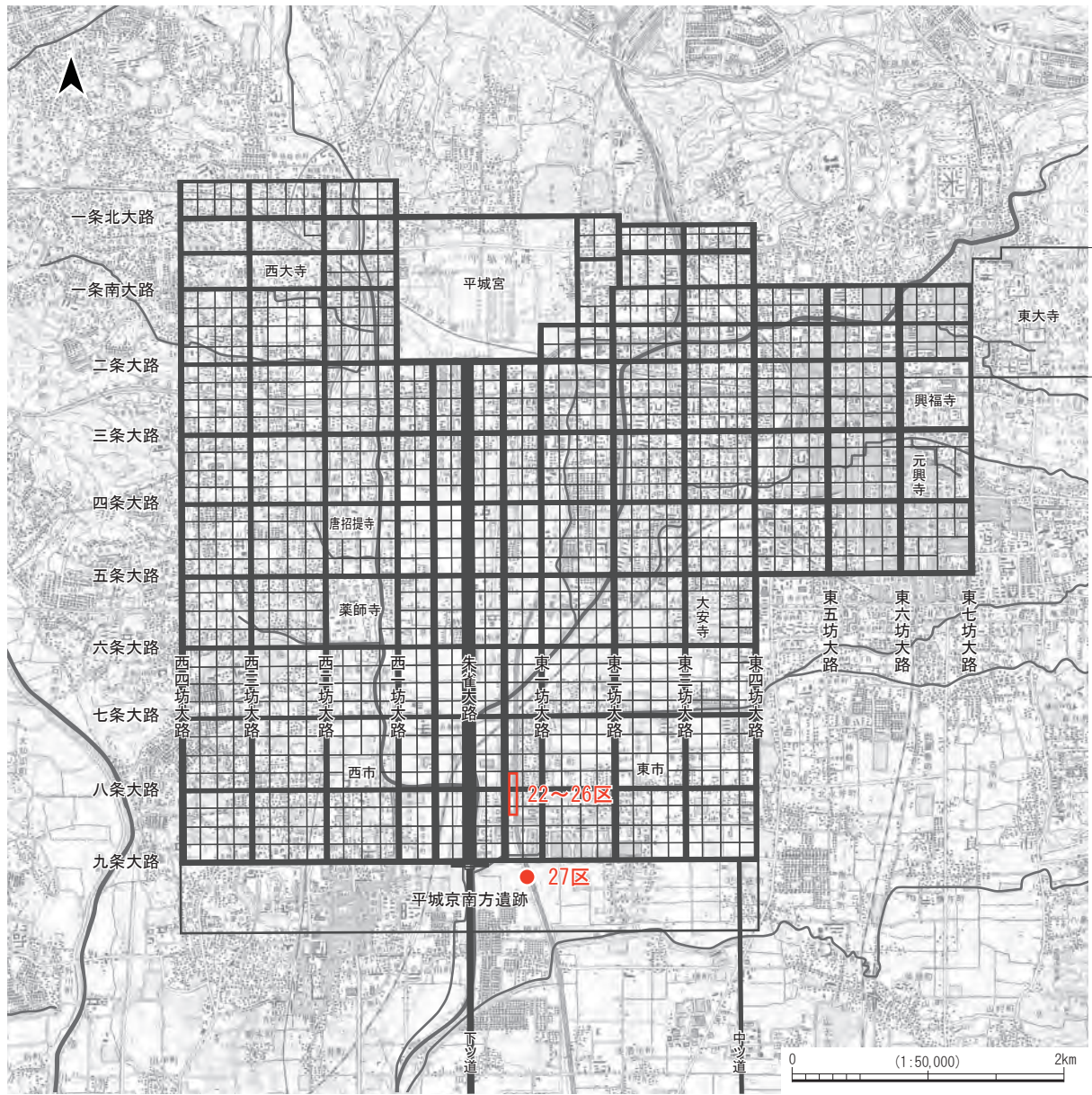
八条大路および左京九条一坊九・十坪は、旧佐保川に近接しており、基盤層が細砂・シルト・粘質土からなることから、旧佐保川の洪水に伴う氾濫堆積物によって形成された自然堤防縁辺から後背湿地にかけての地形環境に該当する可能性が高い。すなわち、旧佐保川の氾濫原付近という軟弱な地盤に盛土し整地したうえで八条大路を施工し、左京九条一坊九・十坪を造成した。調査区全体から見るとまだ一部の調査をしている段階であるため、今後評価は変わる可能性があるが、八条大路南側溝以南には遺構が散漫かつ掘立柱建物や井戸、区画溝や遮蔽施設がない点を鑑みれば、掘立柱建物などの遺構が密集するような宅地とは異なり、積極的な宅地利用が行われなかったと考えられる。

平城京の造成は、和銅元年（708）9月に造平城京司長官などが任命されたことを契機に開始されるが、今回明らかとなった八条大路の施工は、盛土の中から出土した軒平瓦の年代観から天平年間（729－749）の初頭以降の可能性があり、両者には30年程度の時期幅が存在する。平城京最南部の調査事例が少ない中、今回の調査は平城京全体における条坊の施工、土地開発および土地利用を考察するための貴重な事例であるといえよう。

② 平城京南方遺跡

平城京南方遺跡内における「十条」関連遺構は、現在までに南は九条大路から南へ一条分まで、東（左京側）は東二坊坊間東小路まで、西（右京側）は西一坊坊間西小路までの遺構が検出され、「十条」条坊の施工範囲が明らかになりつつある。今回の調査では左京側の「十条」条間北小路を検出できたが、その他の奈良時代の遺構は確認できず、土地利用は限定的であったことがうかがえる。

ところで「十条」関連遺構については、平城京造営段階から南北十条の規模として規格・造営されたとする説に対し、否定的な意見もあり、平城京造営に関する重大な問題をはらんでいる。こうした状況の中、「十条」条坊の具体的な施工範囲および周辺の土地利用のあり方の把握が課題であり、特に、左京側における「十条」条坊道路遺構は東一坊大路以東の範囲（左京「十条」二坊相当範囲）では広く確認されているものの、東一坊大路以西の範囲（左京「十条」一坊相当範囲）では部分的に確認されているのみであった。今回の調査で、少なくとも左京側における周知の「十条」条間北小路が東一坊大路以西へ延伸することが認められ、左京側の「十条」条坊と右京側における「十条」条坊との間の条坊未検出地帯を埋める重要な成果が得られた。



国土地理院「地理院地図」2006, 2007をもとに作成

図1 調査地位置図[1 : 50, 000]

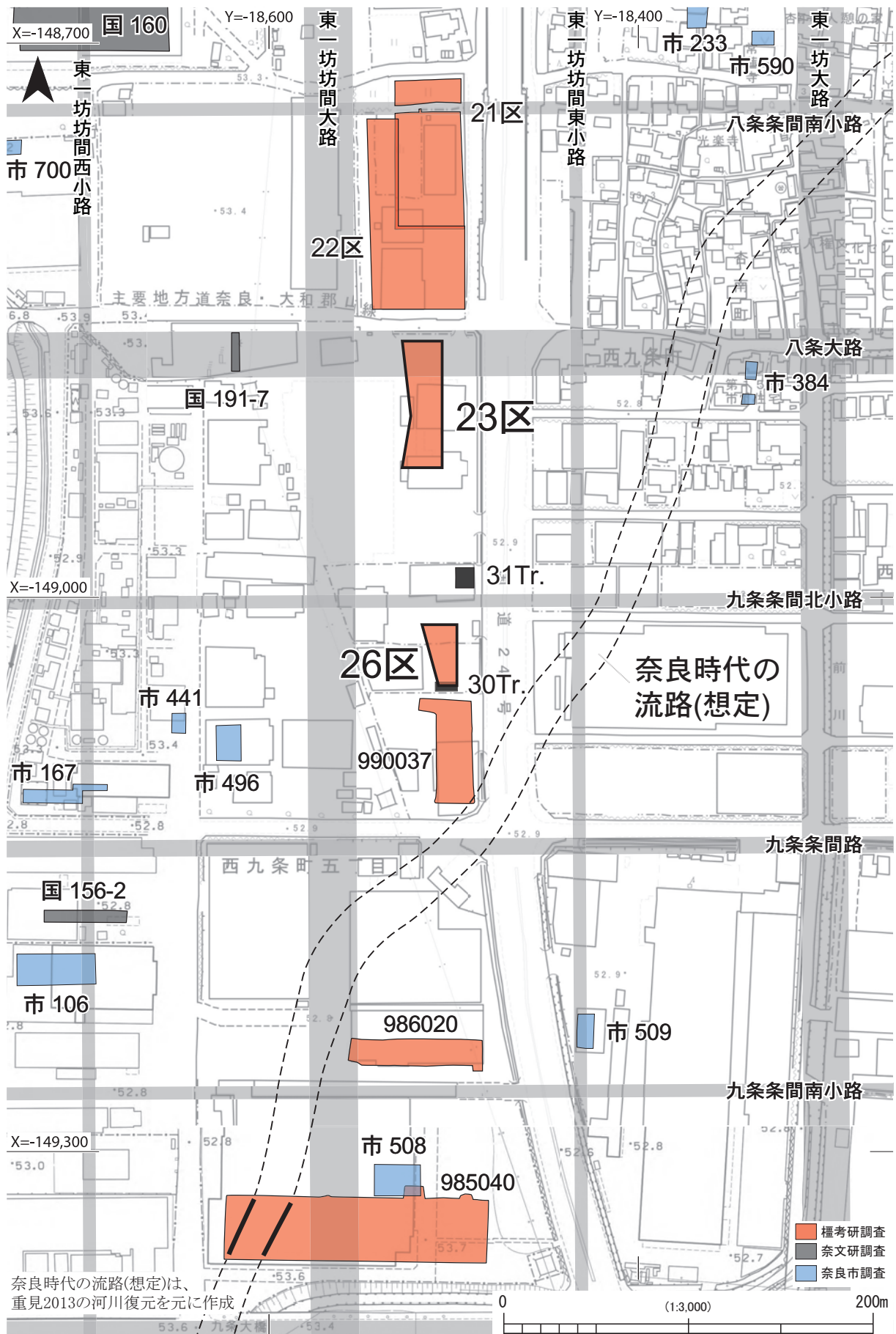


図2 23・26区周辺の既往の発掘調査地



図4 23区平面写真 (上が北)



Y=-18,395

Y=-18,390

Y=-18,385

X=-149,520

X=-149,530

X=-149,540



「十条」条間北小路北側溝断割西壁



「十条」条間北小路南側溝断割西壁

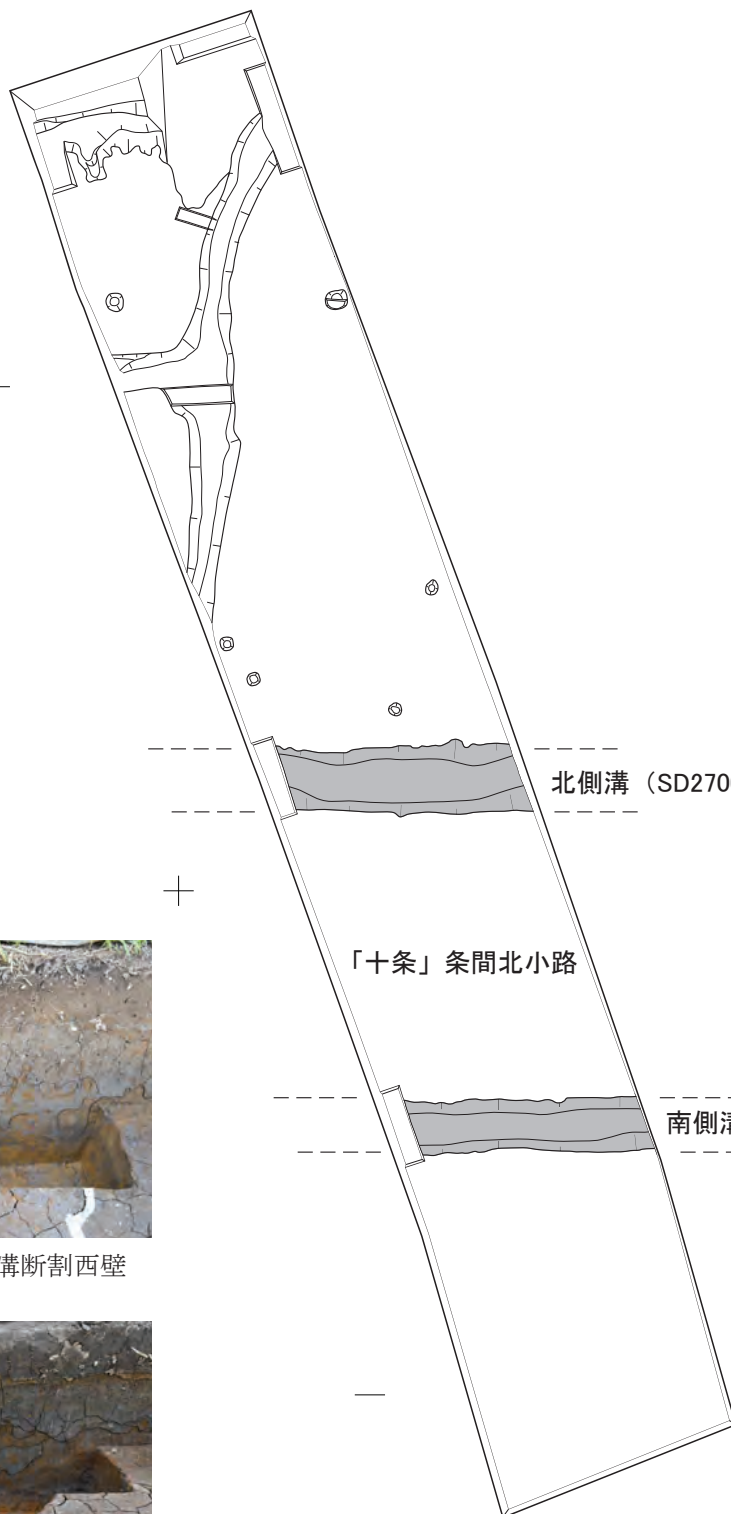


図5 27 区平面図

0 (1:150) 5m



写真1 23区全景（南から）



写真2 23区 八条大路および南側溝全景（東から）



写真3 23区 八条大路全景（南西から）



写真4 23区 八条大路南側溝（東から）



写真5 23区 轍痕跡その1（南東から）



写真6 23区 轍痕跡その2（南東から）



写真7 27区全景（南から）



写真8 「十条」条間北小路および南北両側溝（西から）